

第 1 税 制

1 条例及び規則の改正状況

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容
平成 27 年 7 月 17 日	愛媛県条例第 38 号	愛媛県税賦課徴収条例等の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕</p> <p>1 個人の県民税</p> <p>(1) 配当割の特別徴収義務者の追加 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とする。</p> <p>(2) 配当控除に金銭の分配を追加 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得等のほか、金銭の分配に係る配当所得があるときは、一定の計算をした金額の合計額を所得割の額から控除する。</p> <p>(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の対象期間の延長 所得税から控除しきれなかった分を個人県民税から控除する住宅ローン控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成 31 年まで延長する。</p> <p>2 法人の事業税</p> <p>○法人の事業税の税率の変更 資本金 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、現行の 8 分の 3 から 2 分の 1 に拡大することに伴う税率の変更。</p> <p>(27 年度) (28 年度)</p> <p>付加価値割 0.72% ⇒ 0.96%</p> <p>資本割 0.3% ⇒ 0.4%</p> <p>所得割 3.1% ⇒ 1.9%</p> <p>※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ</p> <p>3 地方消費税</p> <p>(1) 納税義務者の追加 譲渡割の納税義務者の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する改正。</p> <p>(2) 税率の引上げ時期の変更 税率改正（63分の17⇒78分の22）の施行日を平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更。</p> <p>4 たばこ税</p> <p>○特例税率の縮減・廃止 旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で縮減・廃止する。</p>
平成 27 年 7 月 17 日	愛媛県条例第 39 号	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部改正	
		愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長（27.3.31→29.3.31）
		愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	1 適用期限を 2 年間延長（27.3.31→29.3.31） 2 対象業種を追加（情報サービス業等、農林水産物等販売業）
		愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長（27.3.31→29.3.31）
		愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	1 適用期限を 2 年間延長（27.3.31→29.3.31） 2 対象業種を追加（農林水産物等販売業）
平成 27 年 7 月 31 日	愛媛県規則第 38 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則等の一部改正	たばこ税において、旧 3 級品の製造たばこに係る税率特例が廃止されること等に伴う様式改正
平成 28 年 3 月 29 日	愛媛県条例第 10 号	愛媛県税賦課徴収条例の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕</p> <p>1 県税の猶予制度（徴収・換価）の整備 地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、県税の猶予制度における徴収金の分割納付の方法等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法 ・徴収猶予の申請手続等 ・職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等 ・申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等 ・担保を徴する必要がある場合 猶予に係る金額が 100 万円以下である場合等 <p>2 自動車税関係 自動車税の税率の特例の規定中にある大気汚染防止法が改正となり、根拠規定の項がずれることから附則を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 14 項 ↓ 第 2 条第 16 項

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容												
平成 28 年 3 月 29 日	愛媛県条例第 11 号	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	<p>1 適用期限を3年間延長</p> <p>(1) 法人 (28. 3. 31→31. 3. 31)</p> <p>(2) 個人 (平成 28 年→平成 31 年)</p> <p>2 基準となる事業年度の改正</p> <p>(1) 法人 (24. 4. 1~25. 3. 31→27. 4. 1~28. 3. 31)</p> <p>(2) 個人 (平成 25 年→平成 28 年)</p>												
平成 28 年 3 月 29 日	愛媛県条例第 12 号	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	<p>1 趣旨</p> <p>認定地域再生計画に記載されている地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域における県税の特別措置 (事業税・不動産取得税: 不均一課税) について定める。</p> <p>2 事業税・不動産取得税の特別措置</p> <p>(1) 地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた認定事業者であつて、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものに対する事業税に対して不均一課税を適用する。</p> <p>(2) 地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた認定事業者であつて、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、当該新設し、又は増設した特別償却施設である家屋及びその敷地である土地の取得 (公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税に対して不均一課税を適用する。</p> <p>3 申告</p> <p>事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告があつた場合に限り、特別措置を適用する。</p>												
平成 28 年 3 月 31 日	愛媛県条例第 35 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正</p> <p>[主な改正点]</p> <p>1 法人の事業税</p> <p>○所得割の税率の引下げ及び外形標準課税 (付加価値割と資本割) の拡大</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税 (付加価値割、資本割) を、現行の 8 分の 3 から 8 分の 5 に拡大することに伴う税率の変更。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(27 年度)</td> <td>(28 年度)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0. 7 2 %</td> <td>⇒ 1. 2 %</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0. 3 %</td> <td>⇒ 0. 5 %</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>3. 1 %</td> <td>⇒ 0. 7 %</td> </tr> </table> <p>※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ</p> <p>2 個人の県民税</p> <p>○寄付金税額控除における特例控除額の特例の拡充</p> <p>分離課税に係る課税所得のみを有する場合の寄附金税額控除における所得割からの特例控除額の上限を「1 割から 2 割」に引上げ。</p> <p>3 不動産取得税</p> <p>○新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日の特例措置 (6 月→1 年) の適用期限の延長</p> <p>新築が「平成 28 年 3 月 31 日まで」→「平成 30 年 3 月 31 日まで」</p> <p>4 自動車取得税</p> <p>(1) 条例で定める路線運行用の一般乗合用バスの非課税対象期限の延長</p> <p>取得が「平成 28 年 3 月 31 日まで」→「平成 29 年 3 月 31 日まで」</p> <p>(2) エコカー減税の対象の見直し</p> <p>平成 28 年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、一定の基準を満たすバス・トラックをエコカー減税の対象に加えること。</p> <p>など</p>		(27 年度)	(28 年度)	付加価値割	0. 7 2 %	⇒ 1. 2 %	資本割	0. 3 %	⇒ 0. 5 %	所得割	3. 1 %	⇒ 0. 7 %
	(27 年度)	(28 年度)													
付加価値割	0. 7 2 %	⇒ 1. 2 %													
資本割	0. 3 %	⇒ 0. 5 %													
所得割	3. 1 %	⇒ 0. 7 %													
平成 28 年 4 月 22 日	愛媛県規則第 26 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則等の一部改正	<p>地方税法等の一部を改正する法律 (平成 27 年 3 月 31 日法律第 2 条) 附則第 8 条及び第 9 条による法人事業税に係る経過措置等を反映させるための様式改正</p>												
平成 28 年 6 月 28 日	愛媛県条例第 39 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正</p> <p>[主な改正点]</p> <p>1 法人県民税</p> <p>○法人税割の一部の地方交付税原資化 (標準税率の引下げ) に伴う税率の引下げ</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>4. 0 %</td> <td>1. 8 %</td> </tr> <tr> <td>[本則 3. 2 % + 超過 0. 8 %]</td> <td>⇒</td> <td>[本則 1. 0 % + 超過 0. 8 %]</td> </tr> </table> <p>※中小法人 (資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1, 000 万円以下であるもの) については、超過課税分を控除する。</p> <p>2 法人事業税</p> <p>○地方法人特別税の廃止に伴い税率の特例を廃止 (法人事業税への復元)</p>		4. 0 %	1. 8 %	[本則 3. 2 % + 超過 0. 8 %]	⇒	[本則 1. 0 % + 超過 0. 8 %]						
	4. 0 %	1. 8 %													
[本則 3. 2 % + 超過 0. 8 %]	⇒	[本則 1. 0 % + 超過 0. 8 %]													

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容																		
			<p>【資本金又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率】</p> <table border="0"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>0.3%→1.9%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額</td> <td>0.5%→2.7%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>0.7%→3.6% 等</td> </tr> </table> <p>3 車体課税</p> <p>○自動車取得税の廃止及び自動車税の「環境性能割」の創設 自動車取得税（取得価額の3%）を廃止し、自動車税に環境性能割を創設 税率は、燃費基準達成度等に応じ、取得価額の1～3%（自動車の取得時に納付） ※営業車の税率は、当分の間、0.5～2%</p> <p>○自動車税（種別割）のグリーン化特例の見直し及び延長 基準を切り替え、重点化を行った上で1年間延長 （軽課）</p> <table border="0"> <tr> <td>税率</td> <td>対象車</td> </tr> <tr> <td>約75%軽減</td> <td>・電気自動車等 ・H27燃費基準+20%達成（H32燃費基準達成）</td> </tr> <tr> <td>約50%軽減</td> <td>・H27燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>約75%軽減</td> <td>・電気自動車等 ・H32燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>約50%軽減</td> <td>・H27燃費基準+20%達成</td> </tr> </table> <p>（重課） 登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置は、1年間延長</p>	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%→1.9%	所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5%→2.7%	所得のうち年800万円を超える金額	0.7%→3.6% 等	税率	対象車	約75%軽減	・電気自動車等 ・H27燃費基準+20%達成（H32燃費基準達成）	約50%軽減	・H27燃費基準+10%達成		↓	約75%軽減	・電気自動車等 ・H32燃費基準+10%達成	約50%軽減	・H27燃費基準+20%達成
所得のうち年400万円以下の金額	0.3%→1.9%																				
所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5%→2.7%																				
所得のうち年800万円を超える金額	0.7%→3.6% 等																				
税率	対象車																				
約75%軽減	・電気自動車等 ・H27燃費基準+20%達成（H32燃費基準達成）																				
約50%軽減	・H27燃費基準+10%達成																				
	↓																				
約75%軽減	・電気自動車等 ・H32燃費基準+10%達成																				
約50%軽減	・H27燃費基準+20%達成																				
平成28年6月28日	愛媛県条例第40号	愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、基本計画の同意の日の期限を2年間延長（28.3.31→29.3.31）																		
平成28年6月28日	愛媛県条例第41号	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	地域再生法の改正による引用条項ずれの改正 ・地域再生法第5条第4項「第4号」に規定する地方活力向上地域 → 「第5号」																		
平成29年3月24日	愛媛県条例第7号	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕</p> <p>1 地方消費税 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更（平成24年改正条例の一部改正） 地方消費税率：63分の17（消費税率換算1.7%） →78分の22（消費税率換算2.2%） 施行期日：（平成27年10月1日）→平成29年4月1日 →平成31年10月1日</p> <p>2 車体課税（消費税率10%段階の措置） （1）自動車取得税の廃止・自動車税の「環境性能割」の創設時期の延期（平成29年4月1日→平成31年10月1日） 自動車取得税（3%）を廃止し、自動車税に環境性能割（1～3%）を創設する時期を延期 （2）（1）に伴う規定整備 （3）自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し及び延長 平成29年4月1日からの未施行規定を削り、基準を切り替え、重点化を行った上で1年間延長</p> <p>3 地方法人課税の偏在是正（消費税率10%段階の措置） （1）法人県民税の法人税制の一部の地方交付税原資化（標準税率の引下げ）に伴う税率の引下げ時期の延期（平成29年4月1日→平成31年10月1日） 4.0% 1.8% 〔本則3.2%+超過0.8%〕 ⇒ 〔本則1.0%+超過0.8%〕 ※中小法人（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税制の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるもの）については、超過課税分を控除する。 （2）地方法人特別税の廃止に伴い税率の特例を廃止（法人事業税への復元）時期の延期（平成29年4月1日→平成31年10月1日）</p> <p>【資本金又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率】</p> <table border="0"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>0.3%→1.9%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額</td> <td>0.5%→2.7%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>0.7%→3.6% 等</td> </tr> </table> <p>4 住宅ローン減税 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の対象となる家屋の居住年を平成33年12月31日まで、適用期限を平成43年度まで2年半延長</p>	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%→1.9%	所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5%→2.7%	所得のうち年800万円を超える金額	0.7%→3.6% 等												
所得のうち年400万円以下の金額	0.3%→1.9%																				
所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5%→2.7%																				
所得のうち年800万円を超える金額	0.7%→3.6% 等																				
平成29年3月31日	愛媛県条例第29号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕																		

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容																								
			<p>1 自動車取得税 ○自動車取得税におけるエコカー減税の見直し 対象範囲を平成 32 年度燃費基準で見直した上で適用期間を延長（平成 29 年度中の取得にかかるもの）</p> <p>2 自動車税 ○自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し 平成 32 年度燃費基準で見直し重点化を行った上で適用期間を 2 年間延長</p>																								
平成 29 年 4 月 25 日	愛媛県規則第 26 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則等の一部改正	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設に伴う様式改正																								
平成 29 年 7 月 7 日	愛媛県条例第 31 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	<p>地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕</p> <p>1 不動産取得税 (1) 居住用超高層建築物に係る税額算定方法の見直し いわゆるタワーマンション（高さ 60m 超）の取得等について、区分所有者ごとの専有床面積により税額を按分する現行の算定方法を見直し、税額が高層階ほど高く、低層階ほど低くなる補正率を導入（実際の取引価格の傾向を反映） ※平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用 (2) 保育の受皿整備の促進のための税制上の措置（わがまち特例）の導入 家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に供する家屋の取得について、地域の実情を反映させるため、当該家屋の価格の 1/3～2/3 の範囲内で条例で定める割合に相当する額を控除できるとされたことから、その割合を規定 法定の控除割合 1/2 → 条例で定める控除割合 2/3</p> <p>2 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し ○適用期間の 1 年延長 平成 30 年 3 月 31 日まで →平成 31 年 3 月 31 日まで ○乗用車に係る対象範囲の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29 軽減率</th> <th>H30 軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+40%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+30%達成</td> <td>非課税</td> <td>80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+20%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+10%達成</td> <td>40%軽減</td> <td>40%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準達成</td> <td>20%軽減</td> <td>20%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27 燃費基準+10%達成</td> <td>20%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例の 3 年延長 平成 30 年度まで → 平成 33 年度まで (2) 県民税の配偶者控除に係る用語の改正 控除対象配偶者 → 同一生計配偶者 (3) 国税犯則取締法の廃止に伴う引用規定の置換え</p>	区 分	H29 軽減率	H30 軽減率	電気自動車等	非課税	非課税	H32 燃費基準+40%達成	非課税	非課税	H32 燃費基準+30%達成	非課税	80%軽減	H32 燃費基準+20%達成	60%軽減	60%軽減	H32 燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減	H32 燃費基準達成	20%軽減	20%軽減	H27 燃費基準+10%達成	20%軽減	軽減なし
区 分	H29 軽減率	H30 軽減率																									
電気自動車等	非課税	非課税																									
H32 燃費基準+40%達成	非課税	非課税																									
H32 燃費基準+30%達成	非課税	80%軽減																									
H32 燃費基準+20%達成	60%軽減	60%軽減																									
H32 燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減																									
H32 燃費基準達成	20%軽減	20%軽減																									
H27 燃費基準+10%達成	20%軽減	軽減なし																									
平成 29 年 7 月 7 日	愛媛県条例第 32 号	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部改正																									
		愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	<p>1 適用期限を 2 年間延長（29. 3. 31→31. 3. 31） 2 対象業種を変更（情報通信技術利用事業→農林水産物等販売業） 3 小売電気事業の取扱いの変更 電気供給業から小売り電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。</p>																								
		愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	<p>1 適用期限を 2 年間延長（29. 3. 31→31. 3. 31） 2 小売電気事業の取扱いの変更 電気供給業から小売り電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。</p>																								
		愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	<p>1 適用期限を 2 年間延長（29. 3. 31→31. 3. 31） 2 小売電気事業の取扱いの変更 電気供給業から小売り電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。</p>																								
		愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 1 年間延長（29. 3. 31→30. 3. 31）																								
		愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	<p>1 適用期限を 2 年間延長（29. 3. 31→31. 3. 31） 2 小売電気事業の取扱いの変更 電気供給業から小売り電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。</p>																								
		愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	小売電気事業の取扱いの変更 電気供給業から小売電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。																								

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容
平成 29 年 7 月 7 日	愛媛県条例第 33 号	愛媛県核燃料税条例の一部改正	原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、伊方原発 1 号機の廃炉に対して核燃料税（出力割）を課するための改正 1 課税方式 出力割は、発電用原子炉を設置して行う「発電事業」に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。 「発電事業」→「運転及び廃止に係る事業」 2 税率 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000kw につき「40,000 円」とする。 「40,000 円」→「40,000 円（3②の期間にあつては、30,000 円）」 3 適用期間 ①現行の終期「発電用原子炉の運転の終了日まで」を「廃止措置計画の認可日まで」と明確化した上で、 ②終期を認可日から「発電用原子炉の廃止措置の結果の確認日まで」延長 稼働中（運転停止中も含む。） ↓出力割（40,000 円/1,000kw） 認可日 ↓出力割（30,000 円/1,000kw） 確認日
平成 29 年 12 月 26 日	愛媛県条例第 41 号	愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことに伴う改正 1 条例名の改正 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例 ↓ 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例 2 適用期限の 1 年延長 平成 30 年 3 月 31 日 → 平成 31 年 3 月 31 日 3 対象業種の見直し 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所 ↓ 全業種 4 取得価額要件の見直し 農林漁業関連業種 50,000 千円、農林漁業関連業種以外 200,000 千円超 ↓ 農林漁業関連業種 50,000 千円、農林漁業関連業種以外 100,000 千円超
平成 29 年 12 月 26 日	愛媛県条例第 42 号	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	地域再生法の改正による引用条項ずれの改正 ・地域再生法第 5 条「第 19 項」→「第 18 項」
平成 30 年 3 月 27 日	愛媛県条例第 6 号	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用対象となる個人及び法人が常時雇用する労働者の数を変更する。 （現行）50 人未満 →（改正後）45.5 人未満
平成 30 年 3 月 27 日	愛媛県条例第 7 号	愛媛県資源循環促進税条例の一部改正	地方税法による犯則調査手続の見直しによる地方税法施行令の改正に伴う条例の一部改正 犯則調査手続のうち、特定の手続を適用可能にするため、資源循環促進税を間接地方税等に指定する。
平成 30 年 3 月 31 日	愛媛県条例第 32 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕 1 不動産取得税 ○不動産取得税における特例措置の適用期限を 3 年延長 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%） 2 法人事業税 ○法人事業税における収入金額課税方式の見直し ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、課税方式を普通法人と同じ課税方式へ見直し 収入金額課税 →（資本金 1 億円以下）：所得課税 （資本金 1 億円超）：外形標準課税＋所得課税など
平成 30 年 7 月 20 日	愛媛県条例第 35 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕 1 個人県民税所得割の見直し 「前年の合計所得金額が 2,500 万円超」の納税義務者を調整控除の適用対象から除外 ※調整控除は、平成 19 年度の税源移譲において、所得税と個人住民税との合計の税負担が極力変わらないよう設けられた税額控除。今回、高額所得者が基礎控除の適用対象から除外されることに伴い改正 2 県たばこ税の見直し

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容
			製造たばこの税率を段階的に引上げ 現行 H30.10.1～ H32.10.1～ H33.10.1～ 税率(千本当たり)860円 → 930円 → 1,000円 → 1,070円 3 自動車税の徴収の方法の特例 自動車の新規取得に伴い必要な登録、自動車の納付等の行政手続をオンラインで一括処理できるワンストップサービスのシステムの導入による徴収方法の特例の規定整備 など
平成30年7月20日	愛媛県規則第37号	愛媛県賦課徴収条例施行規則等の一部改正	自動車二税に係るワンストップサービス導入及び県たばこ税の引上げ時期の変更に伴う規定整備
平成30年7月31日	愛媛県条例第39号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた県民の生活再建を税制面から支援するため、災害時の個人事業税及び自動車取得税の減免の対象者の範囲を拡大する条例改正を行う。 〔主な改正点〕 1 個人事業税 ○災害における個人事業税の減免措置の拡充 災害により事業用資産に被害が生じた者を減免対象者に加える。 2 自動車取得税 ○災害における自動車取得税の減免措置の拡充 災害により被災した自動車を抹消登録して代替自動車を取得した者を減免対象者に加える。
平成30年10月19日	愛媛県条例第45号	愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	
		愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を1年間延長 (30.3.31→31.3.31)
		愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を1年間延長 (30.3.31→31.3.31)
平成30年10月19日	愛媛県条例第46号	愛媛県核燃料税条例の一部改正	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部が改正されたことに伴う規定整備
平成30年10月19日	愛媛県条例第47号	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	地域再生法の改正等に伴う改正 1 移転型事業を実施した事業者に対する不動産取得税の特別措置の拡充 不均一課税 → 課税免除 2 特別措置の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長 平成30年3月31日まで → 平成32年3月31日まで 3 税率の特例対象となる土地の取得期限の延長 平成30年3月31日まで → 平成33年3月31日まで
平成30年10月19日	愛媛県条例第48号	愛媛県核燃料税条例の制定	従前の核燃料税条例が平成31年1月15日に失効するため、引き続き原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として法定外普通税である核燃料税を設けるために新条例を制定 〔有効期間〕5年間 (H31.1.16～H36.1.15) 〔税率〕 価額割：100分の8.5 出力割：1,000kwにつき40,000円→44,000円 1,000kwにつき30,000円→22,000円 (廃炉事業) 核燃料物質重量割 (新設) 発電用原子炉施設に貯蔵される使用済燃料(原子核分裂前の核燃料物質)の重量に対し、1kgにつき500円 (賦課期日4月1日)
平成31年1月11日	愛媛県規則第2号	愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則の制定	核燃料税条例の施行期日 (H31.1.16) を規定
平成31年1月11日	愛媛県規則第3号	愛媛県核燃料税条例施行規則の制定	核燃料税条例の制定に伴い、申告書及び更正・決定通知書等の様式を規定
平成31年3月22日	愛媛県条例第6号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	〔主な改正点〕 保健医療及び社会福祉の財源を確保するため、平成31年3月31日に満了する県民税法人税割の超過課税の適用期限を平成35年3月31日まで (4年間) 延長する。 1 税率 4.0% (標準税率3.2% 超過課税の上限4.2% (地方税法第51条第1項)) 2 適用期間 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度分 3 中小法人等に対する不均一課税 資本金額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が1,000万円以下であるものに対しては、標準税率(3.2%)を適用。
平成31年3月22日	愛媛県条例第7号	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	1 適用期限を3年間延長 (1) 法人 (31.3.31→34.3.31) (2) 個人 (平成31年→平成34年)

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容
			2 基準となる事業年度の改正 (1) 法人 (27. 4. 1～28. 3. 31→30. 4. 1～31. 3. 31) (2) 個人 (平成 28 年→平成 31 年)
平成 31 年 3 月 31 日	愛媛県条例第 25 号	愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕 1 個人県民税 (1) 住宅ローン控除の控除期限の延長 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住した場合、控除期限を 3 年延長 (10 年目→13 年目) (2) 寄付金控除の見直し (平成 31 年 6 月 1 日施行) ふるさと納税制度に係る寄附金の特例控除について、総務大臣が指定する地方団体のみ対象とする。 寄附金募集を適正に実施し次のいずれも満たす地方団体 ① 返礼割合が 3 割以下、② 返礼品が地場産品 2 自動車取得税 ○エコカー減税の期限延長 平成 31 年 10 月の消費税率引上げまで期限を 6 月延長 (平成 31 年 3 月 31 日→平成 31 年 9 月 30 日) など
平成 31 年 4 月 1 日	愛媛県規則第 26 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則の一部改正	法人県民税の改正に伴い、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」を様式中に追加するための改正
令和元年 7 月 9 日	愛媛県条例第 4 号	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕 1 法人事業税 ○法人事業税の税率の引下げ 都市・地方の偏在是正措置のため特別法人事業税 (国税) が創設されることに併せた改正 主な税率区分 法人事業税 特別法人事業税 資本金 1 億円以上 3.6%→1% 法人事業税額の 260% の普通法人 資本金 1 億円以下 9.6%→7% " 37% の普通法人等 収入金額課税 1.3%→1% " 30% 対象法人 2 自動車税 (環境性能割・種別割) の適用の見直し (1) 環境性能割の臨時的軽減 消費税引上げに伴い、令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1%軽減 (2) 種別割の税率の引下げ (令和元年 10 月 1 日以降に新規登録を受けた自家用乗用車) 税率区分 引下げ幅 ～1,000cc 以下 △4,500 円 1,000cc 超 1,500cc 以下 △4,000 円 1,500cc 超 2,000cc 以下 △3,500 円 2,000cc 超 2,500cc 以下 △1,500 円 2,500cc 超～ △1,000 円 (3) グリーン化特例の見直し 現行制度を 2 年間延長し、令和 3 年 4 月 1 日以降に新規登録を受けた自家用乗用車から適用対象を電気自動車等に限定 など
令和元年 7 月 9 日	愛媛県条例第 5 号	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部改正	
		愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長 (H31. 3. 31→R3. 3. 31)
		愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長 (H31. 3. 31→R3. 3. 31)
		愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長 (H31. 3. 31→R3. 3. 31)
		愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長 (H31. 3. 31→R3. 3. 31)
		愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正	適用期限を 2 年間延長 (H31. 3. 31→R3. 3. 31)
令和元年 7 月 9 日	愛媛県規則第 10 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則の一部改正	改元に伴う規定整備
令和元年 9 月 27 日	愛媛県規則第 42 号	愛媛県賦課徴収条例施行規則の一部改正	地方税法の一部改正により、自動車税が自動車税種別割に、自動車取得税が自動車税環境性能割に改正され、また、新たに特別法人事業税の賦課徴収に関する事務を県が取り扱うこととなったこと、及び消費税及び地方消費税の税率が 10%に引き上げられることに伴う規定

公布年月日	公布番号	改正した条例・規則	改正内容									
			整備									
令和元年12月20日	愛媛県条例第19号	愛媛県税賦課徴収条例等の一部改正	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う規定整備（引用法律名及び条項の改正） 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項 ↓ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項									
令和元年12月20日	愛媛県条例第20号	愛媛県森林環境税条例の一部改正	実施期間の延長（R2.3.31→R7.3.31）									
令和2年3月27日	愛媛県条例第8号	愛媛県税賦課徴収条例及び愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正	道路運送車両法の一部改正に伴う規定整備（引用条項及び引用条文の改正） ・道路運送車両法「第41条」→「第41条第1項」 ・自動車検査証の「記入」→「変更記録」									
令和2年3月27日	愛媛県規則第10号	愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正	特別法人事業税の創設より法人関係税の申告様式が改正されたことに伴う様式改正									
令和2年3月31日	愛媛県条例第29号	愛媛県税賦課徴収条例の一部改正	地方税法の改正に伴う改正 〔主な改正点〕 1 法人事業税 ○電気供給業に係る収入金額課税の見直し（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用） 電気供給業に係る法人事業税のうち、発電・小売事業に係る課税方式を見直し、収入割の一部を付加価値割及び資本割等に振り替える。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td>・資本金1億円超の法人</td> <td>収入割1.0%</td> <td>収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%</td> </tr> <tr> <td>・資本金1億円以下の法人等</td> <td>収入割1.3%</td> <td>収入割0.75% 所得割1.85%</td> </tr> </table> 2 個人県民税 (1) 肉用牛の売却による事業所得の特例の適用期限の延長 一定規模の肉用牛の売却益を事業所得から控除する規定の適用期限を3年延長（令和3年度まで→令和6年度まで） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る特例の適用除外の期間の延長 土地の譲渡所得に対する重課措置を一時的に停止する期間を3年延長（令和2年3月31日まで→令和5年3月31日まで） など		改正前	改正後	・資本金1億円超の法人	収入割1.0%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	・資本金1億円以下の法人等	収入割1.3%	収入割0.75% 所得割1.85%
	改正前	改正後										
・資本金1億円超の法人	収入割1.0%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%										
・資本金1億円以下の法人等	収入割1.3%	収入割0.75% 所得割1.85%										

2 税率等の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
個人	(1)均等割 (うち、森林環境税分 700円)	2,200円			
	(3)配当割 (4)株式等譲渡所得割	100分の5 100分の5			
法人	(1)均等割 〔 ・国民税均等割上乗せ課税方式(法定普通税) ・法人:国民税均等割標準税率の7%相当額 〕				
	①資本金等の額が50億円を超える法人 (公共法人等を除く。④までにおいて同じ。) 年額 (うち、森林環境税 56,000円)	856,000円			
個人	②資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 (うち、森林環境税 37,800円)	577,800円			
	③資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 (うち、森林環境税 9,100円)	139,100円			
個人	④資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 (うち、森林環境税 3,500円)	53,500円			
	⑤上記以外の法人 年額 (うち、森林環境税 1,400円)	21,400円			
法人	②法人税割 法人税額の100分の4.0 (100分の3.2) 〔 ・超過課税(適用期間:R1.1.3.31) ・超過課税の税率(100分の4.0)は、資本金の額又は出資 金の額が1億円超で、かつ、法人税額(分割法人にあって は、分割前の額)が年1,000万円超の法人に適用。その他の 法人には標準税率(100分の3.2)を適用 〕				②法人税割 法人税額の100分の1.8 (100分の1.0) 〔 ・超過課税(適用期間:R1.3.31) ・R1.10.1以後に開始する事業年度分について適用 〕
	①超過課税(適用期間:R1.3.31) 超過課税の税率(100分の4.0)は、資本金の額又は出資 金の額が1億円超で、かつ、法人税額(分割法人にあって は、分割前の額)が年1,000万円超の法人に適用。その他の 法人には標準税率(100分の3.2)を適用				
個人	税率 100分の5				
個人	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第3種事業のうち助産師業等	100分の5 100分の4 100分の5 100分の3			
	控除額 事業主控除 事業専従者控除 配偶者である事業専従者 その他の事業専従者	2,900,000円 860,000円 500,000円			
個人	(H27.4.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 ア 所得割 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の1.6 ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の部分 所得の100分の2.3 ③ 所得のうち年800万円を超える金額の部分 所得の100分の3.1 ④ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の3.1 イ 付加価値割 付加価値額の100分の0.72 ウ 資本割 資本金等の額の100分の0.3	(H28.4.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 ア 所得割 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の0.3 ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の部分 所得の100分の0.5 ③ 所得のうち年800万円を超える金額の部分 所得の100分の0.7 ④ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の0.7 イ 付加価値割 付加価値額の100分の1.2 ウ 資本割 資本金等の額の100分の0.5			
	(1)以外 ア 所得課税分 (7)普通法人 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の3.4 ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の部分 所得の100分の5.1 ③ 所得のうち年800万円を超える金額の部分 所得の100分の6.7 ④ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の6.7 (4)特別法人 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の3.4 ② 所得のうち年400万円を超える金額の部分 所得の100分の4.6 ③ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の4.6 イ 収入金額課税分 電気、ガス供給業、生命・損害保険事業を行う法人 収入金額の100分の0.9	(R1.10.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 ア 所得割 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の0.4 ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の部分 所得の100分の0.7 ③ 所得のうち年800万円を超える金額の部分 所得の100分の1.0 ④ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の2.0 (2)以外 ア 所得課税分 (7)普通法人 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の3.5 ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の部分 所得の100分の5.3 ③ 所得のうち年800万円を超える金額の部分 所得の100分の7.0 ④ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の7.0 (4)特別法人 ① 所得のうち年400万円以下の金額の部分 所得の100分の3.5 ② 所得のうち年400万円を超える金額の部分 所得の100分の4.9 ③ 資本金の額又は出資金額が1,000万円以上で 3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人 所得の100分の4.9 イ 収入金額課税分 電気、ガス供給業、生命・損害保険事業を行う法人 収入金額の100分の1.0			

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業税	※地方税法特別税(国税) (H27.4.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 基準法人所得割額の100分の93.5 (2)(1)以外の法人 基準法人所得割-収入割額の100分の43.2	※地方税法特別税(国税) (H28.4.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 基準法人所得割額の100分の414.2			※特別法人事業税(国税) (R1.10.1以後に開始する事業年度分について適用) (1)外形標準課税対象法人 基準法人所得割額の100分の260 (2)(1)以外の法人 ア 所得課税分 (7)普通法人 基準法人所得割額の100分の37 イ 特別法人 基準法人所得割額の100分の34.5 イ 収入金額課税分 電気、ガス供給業、生命・損害保険事業を行う法人 基準法人所得割額の100分の30
地方消費税	税率 消費税額の63分の17				税率 消費税額の63分の17 ※令和元年10月1日以降 税率 消費税額の78分の22
不動産取得税	税率 100分の4 平成30年3月31日までに完了した不動産の取得については 税率100分の3とする特例措置あり 住宅控除 1戸につき12,000千円 (認定長期優良住宅の住宅控除 1戸につき13,000千円) 宅地及び宅地標準土地の取得についての特例 平成30年3月31日までの取得 課税標準2分の1	住宅控除 認定長期優良住宅の住宅控除を平成30年3月31日まで延長。		税率 100分の4 住宅及び土地に係る税率100分の3の特例措置を令和3年3月31日まで延長。 住宅控除 認定長期優良住宅の住宅控除の特例措置を令和2年3月31日まで延長。 宅地及び宅地標準土地の取得についての特例 令和3年3月31日まで延長 課税標準2分の1	
県たばこ税	税率 旧3級品 千本につき 411円 旧3級品以外 千本につき 860円	税率 旧3級品 千本につき 481円 旧3級品以外 千本につき 860円	税率 旧3級品 千本につき 551円 旧3級品以外 千本につき 860円	税率 旧3級品 千本につき 656円 旧3級品以外 千本につき 860円 ※令和元年10月1日以降 旧3級品以外 千本につき 930円	税率 旧3級品 千本につき 656円 旧3級品以外 千本につき 930円 ※令和元年10月1日以降 旧3級品 千本につき 930円
ゴルフ場利用税	1人1日 1級 1,000円 2級 800円 3級 600円 4級 450円 5級 330円 6級 230円				
自動車税	乗用車 1.0ℓ以下 29,500円 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 39,500円 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 29,500円 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 45,000円 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 51,000円 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 58,000円 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 66,500円 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 76,500円 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 88,000円 6.0ℓ超 111,000円 営業用 1.0ℓ以下 7,500円 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 9,500円 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 15,700円 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 20,500円 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 27,200円 6.0ℓ超 40,700円			令和元年9月30日をもって廃止	
自動車税種別割					乗用車 ※令和元年9月30日以前取得の自動車。令和30日以前取得の自動車は22年度自動車税(上)による。 1.0ℓ以下 25,000円 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 30,500円 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 36,000円 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 43,500円 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 50,000円 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 57,000円 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 65,500円 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 75,500円 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 87,000円 6.0ℓ超 111,000円 営業用 1.0ℓ以下 7,500円 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 9,500円 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 15,700円 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 20,500円 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 27,200円 6.0ℓ超 40,700円
軽油引取税	税率 1ℓにつき32,100円				
自動車取得税	税率 100分の3 (自家用自動車で軽以外のもの) 税率 100分の2 (上記以外) 免税点 50万円				令和元年9月30日をもって廃止
自動車税環境性能割					令和元年10月前 自動車の取得価格×区分税率 (以下税率10月以降登録) 区分 自家用 電気自動車燃料電池自動車 非課税 プラグインハイブリッド自動車 ※令和元年9月30日以前取得の自動車は令和22年度自動車税(標準税率)による。 乗用車 ガソリン車 非課税 「*****」かつ「令和2年度燃費基準+20%」達成車 非課税 「*****」かつ「令和2年度燃費基準+10%」達成車 非課税 ガソリンハイブリッド車 非課税 「*****」かつ「令和2年度燃費基準」達成車 1% LPG車 2% 「*****」かつ「27年度燃費基準+10%」達成車 2% 上記以外 2% 営業用 電気自動車燃料電池自動車 非課税 プラグインハイブリッド自動車 ※令和元年9月30日以前取得の自動車は令和22年度自動車税(標準税率)による。 乗用車 非課税 ガソリン車 非課税 「*****」かつ「令和2年度燃費基準+20%」達成車 非課税 「*****」かつ「令和2年度燃費基準+10%」達成車 非課税 ガソリンハイブリッド車 0.5% LPG車 1% 「*****」かつ「27年度燃費基準+10%」達成車 1% 上記以外 2% ※*****：20年度燃費基準(17ℓ/100km)以下(17年度燃費基準(19ℓ/100km)以下)
地区税	試験 1007-ノゴト 200円 試験 1007-ノゴト 400円 河床 1,000-ノゴト 600円 河床でないもの 1007-ノゴト 200円				
財産税	(1)第1種課税免許に係る登録を受ける人 ア 県民税所得割額を納めてもよい人 (農林水産業従事者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。) 11,000円 イ 上記以外の人 16,500円 (2)網漁免許又はわな猟免許に係る登録を受ける人 ア 県民税所得割額を納めてもよい人 (農林水産業従事者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。) 5,500円 イ 上記以外の人 8,200円 (3)第2種課税免許に係る登録を受ける人 5,500円	※平成27年4月1日から令和6年3月31日の間に対鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合及び対鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受けた者が対鳥獣捕獲員でなくなった場合であって、その者が再び狩猟者の登録を行う場合は通常の税率の2分の1の額(100円未満切捨て)			
核燃料料					① 価額割:8.5% ② 出力割:44,000円/千kw(課税期間(30ヶ月)) 停止率割:22,000円/千kw(課税期間(30ヶ月)) ③核燃料物質重量割:500円/kg
資源循環促進税	税率 最終処分場への産業廃棄物の搬入トンにつき 1000円 ただし、事業者が自ら設置する専用の最終処分場において産業廃棄物を処分する場合は、税率1/2(1トンにつき500円)、事業者が設置費用を負担した最終処分場において、産業廃棄物を処分する場合は、税率3/4(1トンにつき750円)				